

大阪 IR カジノ住民監査請求に対する「反論」

大阪 IR カジノ住民監査請求への 8 日付「通知」は 86 ページあり、監査経過や監査委員の見解などが詳述されている。とりわけ注目されるのが、監査請求書に対する大阪市による「反論」が 17 ページにわたり書かれていることだ。住民監査請求でこうした「反論」は行われるのだろうか。請求人と大阪市の主張の違いが明確になり、論点整理には都合がよい。紹介したいことは多いが、まずは港営事業会計に関わることを抜粋して紹介したい。

本件土地課題対策費用は、大阪市港営事業会計からの負担となること、当該負担に必要な財源については起債を充当し、土地賃貸収入等により償還していくこととしており、大阪港湾局では、かような負担による大阪市港営事業会計への影響として、具体的な負担が見込まれている本件土地課題対策費用(当初開業部分)に加えて、夢洲 2 期・3 期の開発においても同様の費用を負担するケースを前提とし、大阪市港営事業会計の長期収支見込みを試算しているが、かかる試算において資金不足は生じない結果となっている。

また、仮に、前提条件となっている収益、事業費、企業債利息などが変動することによって資金収支が悪化し、資金不足に対応する必要がある場合にあっては、一般関係から地方公営企業法第 18 条の 2 による長期貸付け(有利子)による対応を軸に調整することとしている。

このように、本件土地課題対策費用(当初開業部分)の負担による大阪市港営事業会計への財政的影響は限定的な範囲に留まるし、万一、収支に困難が生じたとしても対処が可能なところであり、これらの点については、夢洲土地造成事業のリスク管理として、本市が行う大規模事業の実施にあたり、本市財政に重大な負担を生じさせないよう、総合的なリスク管理の強化を図るため、外部の有識者の意見又は助言を求めることを目的として開催される大規模事業リスク管理会議(令和 3 年 12 月 8 日開催)での議論も経ているところである。

8 日にもレポートしたが、昨年 12 月 8 日のリスク管理会議で大阪港湾局が提出した大規模埋立事業(うち夢洲土地造成事業)の収支見込みによると、2034 年度あたりから急激に悪化し、2053 年度には 1120 億円の収支不足に。2076 年度以降、累積資金残高がプラスになる見込みという。2076 年度という、いまから 54 年後のことだ。こんなことで、地方公営企業法に抵触しないのか。大阪市の「反論」で港営事業会計全体では収支不足にならないというが、リスク管理会議の外部委員は夢洲単体での長期収支が問題だと指摘していた。先日の大阪港湾局との質疑を思い起こす。

(2022 年 7 月 13 日)